装置製作者の概要			予定される不利益処分の内容			
会社名 (申請者)	代表者	本社住所	概要	指定取消の対象と なる型式(注)	根拠となる法令	不利益処分の原因となる事実
株式会社豊田自動織機	伊藤浩一	愛知県刈谷市豊田町2丁目1番地	フォークリフト等用エンジン 4Y の一酸化炭素等発散の形態での取消して、カー・一般である。 フォン 1FS のおりでである。 大きな	EBT-4Y-GS-01 EBT-4Y-GL-01 EBT-4Y-LP-01 EBT-1FS-GL-01 EBT-1FS-GS-01 EBT-1FS-LP-01 YDP-1KD-4-03	道路運送車両法 第75条の3 第6項	一酸化炭素等発散防止装置の型式指定申請に係る排出ガス試験において、試験用エンジン制御ソフトに不正な書換えを行い、申請に係る装置と異なる制御方式の装置を用いて試験を実施したこと等、不正の手段により一酸化炭素等発散防止装置の型式について指定を受けた。 一酸化炭素等発散防止装置の型式指定申請に係る排出ガス試験において、試験用エンジン制御ソフトに不正な書換えを行い、申請に係る装置と異なる制御方式の装置を用いて試験を実施したこと等、不正の手段により一酸化炭素等発散防止装置の型式について指定を受けた。また、排出ガス性能が保安基準不適合となった。

⁽注) 取消しの日までに製作された装置については、型式指定の取消しの効力は及ばないものとする。